

## 基本診療料の施設基準等に係る届出書

|  |               |
|--|---------------|
| 保険医療機関コード  | 届出番号 (救4) 第 号 |
| 連絡先<br>担当者氏名：<br>電話番号：   |               |
| (届出事項)<br><b>[ 救命救急入院料 4 ] の施設基準に係る届出</b><br>※今回届出をする事項と併せて加算の届出をする場合には、下記[ ]内の加算名(区分を含む)を○で囲んでください。(引き続き加算を算定する場合も含む)<br>[ 告示注 1 (算定上限日数に関する基準)<br>告示注 2 のイ (精神疾患診断治療初回加算)<br>告示注 3 (救急体制充実加算 (1・2・3))<br>告示注 4 の加算<br>告示注 6 (小児加算)<br>告示注 8 (早期離床・リハビリテーション加算)<br>告示注 9 (早期栄養介入管理加算)<br>告示注 11 (重症患者対応体制強化加算) ]  |               |
| <input type="checkbox"/> 当該届出を行う前 6 月間において当該届出に係る事項に関し、不正又は不当な届出 (法令の規定に基づくものに限る。)を行ったことがないこと。<br><input type="checkbox"/> 当該届出を行う前 6 月間において療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等第三に規定する基準に違反したことがなく、かつ現に違反していないこと。<br><input type="checkbox"/> 当該届出を行う前 6 月間において、健康保険法第 78 条第 1 項及び高齢者の医療の確保に関する法律第 72 条第 1 項の規定に基づく検査等の結果、診療内容又は診療報酬の請求に関し、不正又は不当な行為が認められたことがないこと。<br><input type="checkbox"/> 当該届出を行う時点において、厚生労働大臣の定める入院患者数の基準及び医師等の員数の基準並びに入院基本料の算定方法に規定する入院患者数の基準に該当する保険医療機関又は医師等の員数の基準に該当する保険医療機関でないこと。<br>標記について、上記基準のすべてに適合しているのので、別添の様式を添えて届出します。<br>令和 年 月 日<br>保険医療機関の所在地及び名称<br>開設者名<br>四国厚生支局長 殿 |               |
| 備考 1 [ ] 欄には、該当する施設基準の名称を記入すること。<br>2 <input type="checkbox"/> には、適合する場合「レ」を記入すること。<br>3 届出書は、1 通提出のこと。  |               |